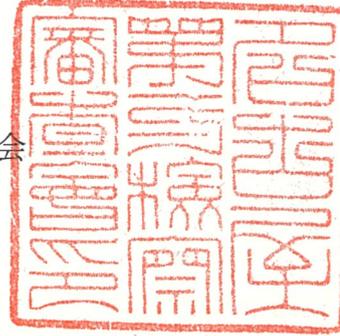


令和8年1月9日

審査申立人 名古屋市民オンブズマン

代表 滝田 誠一 殿

名古屋第一検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者藤川政人外3名に対する政治資金規正法違反被疑事件につき、当検察審査会は、令和7年12月17日に議決したから、その要旨を別添のとおり通知します。

添付書類

議決の要旨 1部

令和7年名古屋第一検察審査会審査事件（申立）第23号ないし同第26号

申立書記載罪名 政治資金規正法違反

検察官裁定罪名 政治資金規正法違反

議決年月日 令和7年12月17日

議 決 の 要 旨

審査申立人

(名称) 名古屋市民オンブズマン

被疑者

(氏名) 藤川 政人

被疑者

(氏名) 中野 治美

被疑者

(氏名) 丹羽 秀樹

被疑者

(氏名) 横井 五六

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) 名古屋地方検察庁 検察官検事 高 一学

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 水野 紀孝

上記被疑者らに対する政治資金規正法違反被疑事件（名古屋地検令和6年検第107672号ないし同第107675号）につき、令和6年12月11日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

第1 被疑事実の要旨

被疑者藤川政人及び同横井五六は、自由民主党愛知県連支部連合会（以下「愛知県連」という。）の令和元年度及び令和2年度のそれぞれ代表者及び会計責任者であった者、同丹羽秀樹及び同中野治美は、愛知県連の令和3年度及び令和4年度のそれぞれ代表者及び会計責任者であった者であるが、政治資金規正法12条1項により愛知県選挙管理委員会に提出すべき収支報告書（以下単に「収支報告書」という。）につき

1 被疑者藤川及び同横井は、共謀の上

愛知県連の令和元年分及び令和2年分の収入及び支出に関し、真実は、自由民主党愛知県内各支部（以下「各支部」という。）との間において、本来記載すべき収入及び支出があったにもかかわらず、愛知県連の令和元年分及び令和2年分の収支報告書にこれを記載せず、又は虚偽の記入をし、愛知県選挙管理委員会に提出した

2 被疑者丹羽及び同中野は、共謀の上

愛知県連の令和3年分及び令和4年分の収入及び支出に関し、真実は、各支部との間において、本来記載すべき収入及び支出があったにもかかわらず、愛知県連の令和3年分及び令和4年分の収支報告書にこれを記載せず、又は虚偽の記入をし、愛知県選挙管理委員会に提出した

ものである。

第2 検察審査会の判断

当検察審査会は、本件不起訴処分記録及び審査申立書等を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠が認められず、また、捜査が不十分であると認定することも困難である。

よって、上記趣旨のとおり議決する。

令和8年1月7日

名古屋第一検察審査会

